別表第一号 ダイヤルパルスの条件(第12条第1号関係)

第1 ダイヤルパルス数

ダイヤル番号とダイヤルパルス数は同一であること。ただし、「0」は、10パルスとする。

第2 ダイヤルパルスの信号

ダイヤルパルスの 種類	ダイヤルパルス速度	ダイヤルパルスメ ーク率	ミニマムポーズ
10 パルス毎秒方式	10±1.0 パルス毎秒以内	30%以上42%以下	600ms以上
20 パルス毎秒方式	20±1.6 パルス毎秒以内	30%以上36%以下	450ms 以上

- 注1 ダイヤルパルス速度とは、1秒間に断続するパルス数をいう。
 - 2 ダイヤルパルスメーク率とは、ダイヤルパルスの接(メーク)と断(ブレーク)の時間の割合をいい、次式で定義するものとする。

ダイヤルパルスメーク率= {接時間÷ (接時間+断時間)} ×100 (%)

3 ミニマムポーズとは、隣接するパルス列間の休止時間の最小値をいう。

別表第二号 押しボタンダイヤル信号の条件 (第12条第2号関係)

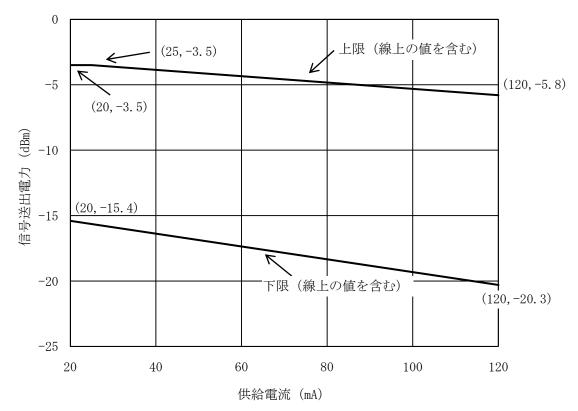
第1 ダイヤル番号の周波数

ダイヤル番号	周波数
1	697Hz 及び 1,209Hz
2	697Hz 及び 1,336Hz
3	697Hz 及び 1,477Hz
4	770Hz 及び 1,209Hz
5	770Hz 及び 1,336Hz
6	770Hz 及び 1,477Hz
7	852Hz 及び 1,209Hz
8	852Hz 及び 1,336Hz
9	852Hz 及び 1,477Hz
0	941Hz 及び 1,336Hz
*	941Hz 及び 1,209Hz
#	941Hz 及び 1,477Hz
A	697Hz 及び 1,633Hz
В	770Hz 及び 1,633Hz
С	852Hz 及び 1,633Hz
D	941Hz 及び 1,633Hz

第2 その他の条件

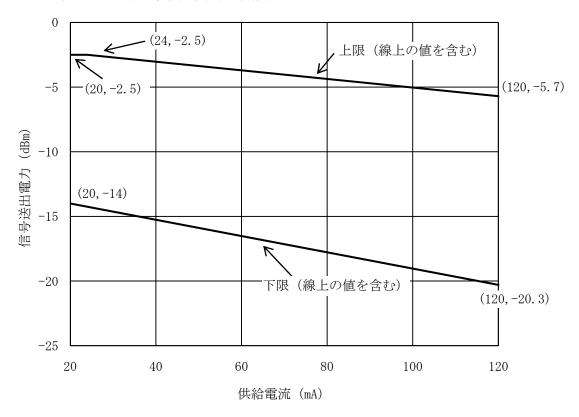
項目		条件
信号周波数偏差		信号周波数の±1.5%以内
	低群周波数	図1に示す。
信号送出電力	高群周波数	図2に示す。
の許容範囲	二周波電力差	5dB以内、かつ、低群周波数の電力が高群周波数の
		電力を超えないこと。
信号送出時間		50ms 以上
ミニマムポーズ		30ms 以上
周期		120ms 以上

- 注1 低群周波数とは、697Hz、770Hz、852Hz 及び 941Hz をいい、高群周波数とは 1,209Hz、1,336Hz、1,477Hz 及び 1,633Hz をいう。
 - 2 ミニマムポーズとは、隣接する信号間の休止時間の最小値をいう。
 - 3 周期とは、信号送出時間とミニマムポーズの和をいう。
- 図1 信号送出電力許容範囲(低群周波数)



- 注 1 供給電流が 20mA 未満の場合の信号送出電力は、-15.4dBm 以上-3.5dBm 以下であること。 供給電流が 120mA を超える場合の信号送出電力は、-20.3dBm 以上-5.8dBm 以下であること。
 - 2 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

図2 信号送出電力許容範囲(高群周波数)



- 注1 供給電流が 20mA 未満の場合の信号送出電力は、-14dBm 以上-2.5dBm 以下であること。供給電流が 120mA を超える場合の信号送出電力は、-20.3dBm 以上-5.7dBm 以下であること。
 - 2 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

別表第三号 アナログ電話端末の送出電力の許容偏差(第14条関係)

項目		アナログ電話端末の送出電力の許容範囲
4kHz までの送出電力		-8dBm (平均レベル) 以下で、かつ、0dBm (最
		大レベル)を超えないこと。
不要送出レベル	4kHz から8	-20dBm 以下
	kHzまで	
	8 kHz から	-40dBm 以下
	12kHz まで	
	12kHz 以上の	-60dBm 以下
	各 4 kHz 帯域	

- 注1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル(実効値)であり、最大レベル とは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル(実効値)とする。
 - 2 送出電力及び不要送出レベルは、平衡 600 オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。
 - 3 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

別表第四号 移動電話端末の送出電力の許容範囲(第30条関係)

項目	移動電話端末の送出電力の許容範囲	
送出電力	-8dBm (平均レベル) 以下で、かつ、0dBm (最	
	大レベル)を超えないこと。	

- 注1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル(実効値)であり、最大レベル とは、端末設備の送出レベルが最も高くなる状態でのレベル(実効値)とする。
 - 2 送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有する アナログ電話用設備と移動電話用設備との接続点において、アナログ信号を入出力する二線式接 続に変換し、平衡 600 オームのインピーダンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値と する。
 - 3 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。

別表第五号 インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力(第32条の8、第34条の6関係)

項目	インターネットプロトコル電話端末又は総合デジタル通信
	端末のアナログ電話端末等と通信する場合の送出電力
送出電力	-3dBm (平均レベル) 以下

- 注1 平均レベルとは、端末設備の使用状態における平均的なレベル(実効値)とする。
 - 2 送出電力は、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において二線式の接続形式を有する アナログ電話用設備とインターネットプロトコル電話用設備又は総合デジタル通信用設備との接 続点において、アナログ信号を入出力とする二線式接続に変換し、平衡 600 オームのインピーダ ンスを接続して測定した値を絶対レベルで表した値とする。
 - 3 dBmは、絶対レベルを表す単位とする。